

〔ダイジェスト〕

3 ふれあい型食事サービス事業について

◆事業のポイント

- ・対象者食事助成 200円/1人1回
- ・調理ボランティア食事助成 200円/1人1回
- ・配達ボランティア実費弁償 200円/1人1回
- ・基本助成 42,000円/1地区
- ・活動中の事故に備えて鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入します。

人数報告をお願いします。（「1 鳥取市社会奉仕活動等補償制度の登録について」参照）

◆事業内容について

以下の方法から選択できます。（併用可）

- （1）配食型 （2）会食型 （3）外注弁当型

◆助成金交付について

- 1 地区社会福祉協議会を通じて助成金を交付します。

下記の書類提出をお願いします。〔提出期限：5月末日〕

助成金申請書（様式1）、実施計画書（様式2-1）、収支予算書（様式2-2）、関係資料（様式2-3）、請求書（様式3）

提出後、4期（4～6月下旬 9月下旬 12月下旬 2月下旬）に分けて振込手続きをします。

※1期分については、書類提出があり次第、4～6月の間で随時支払（振込）手続きをいたします。

※4期分（2月下旬振込分）については、4月～12月の実績、1～3月の見込みを基に必ず変更申請書類の提出をお願いします。

助成金額に変更が生じる場合、（様式6～8）の提出をお願いします。

助成金額に変更が生じない場合、（様式7-1）のみ提出をお願いします。

〔変更申請書提出期限：令和9年1月22日（金）〕

2 年度終了後、報告書（様式4）、実施報告書（様式5-1）、収支決算書（様式5-2）、事業概要（様式5-3）の提出をお願いします。